

## 伯州赤崎西紙屋文書

## —三井越後屋の買宿資料—

伯州赤崎（現鳥取県東伯郡赤碕町）西紙屋は、江戸時代後期を通じて三井越後屋の買宿であった。こゝにはその上林家西紙屋文書の中から、買宿に関するものを選んで紹介する。

江戸時代の商業組織、ことに都市問屋商人の特徴的な仕入機構の一つとして、買宿（買継宿）があったことは周知のとおりである。買宿について触れた研究は、すでにいくつか公表されたものがあり、一応大体の輪郭を素描することはできる。<sup>(1)</sup>

すなわち買宿は大都市問屋商人のために、生産地にあつて買集めの補助をなし、生産地と大都市問屋商人とを結ぶ役割を果たすものである。一般的な流通機能からみれば、買継問屋と同様の位置に存在し、ある意味では買継問屋の一変型とみてよい。

買宿の最も大きい特徴は、一口に言つて都市問屋商人に対する密着性あるいは従属性にある。その具体的役割は、都市問屋商人が手代を派遣出張させて仕入れる場合の宿泊とその仕入荷物の保管、出張手代の監督と、もう一つは代買買送りであった。買宿がそれらの任務を果たすことによつて得る収入は、荷物の金高や単位

数量に対する一定割合の口銭である。この口銭は代買の場合の手数料としての意味と、代買が行われない場合でも世話料としての意味との、二様があった。

しかしこれらの具体的役割や、都市問屋商人との結び付き方には、商品の種類や仕入現地の生産構造や市場構造によつて若干の違いがあるように思われ、そこに問題も存する。

資料中に散見される「手先」、「家来」といった言葉で端的に表現されるような支配・従属の関係も、買宿の基本的性格として妥当するにしても、すべての買宿に一樣に当てはめるには、些か問題なしとしない。いわば買宿の独立性の問題である。それには時代的変化もあろう。

それは言うまでもなく、買宿—都市問屋を通じた価格形成のメカニズムを解明することの中で明らかとなるであろう。流通過程としては最も末端に位置する買宿の分析は、場合によつては流通構造全体解明の鍵を握るといってもよい。

いずれにしても、それらの問題解明には、都市問屋と買宿との

両方の資料を総合して検討することができればより一層研究が進展するといえる。この意味で、西紙屋文書と三井文庫資料との両面からの研究が期待される所である。その点に西紙屋文書の価値の一つがある。

こゝではそれらをあわせた分析は別に委ね、西紙屋文書そのものの紹介を試みることにする。同家文書のうちの、とくに買宿関係を、なるべく広い範囲で選択する。そうすることによって、買宿西紙屋の姿が全体として浮彫りにされることを目標とした。更に附録として三井文庫所蔵資料の中から選んで若干追加した。三井文庫所蔵資料自体は、別に複製紹介の機会があろう。

西紙屋文書は現在鳥取県赤碓町上林節夫・上林章一両氏の所蔵にかゝる。そのうちの一部は最近鳥取県立博物館に寄託されている。

現在残されている文書は、比較的最近まで反古紙利用のために廃棄が行われ、残存状況としては、極めて良好、というわけにはいかない。文書の全体については、いずれ鳥取県立博物館から目録が刊行される予定であるから、それに委ねることとする。

買宿関係に限ってみると、帳簿類としては、木綿買入帳、木綿為登帳、勘定帳、金銀出入帳などがあり、書状留帳（出状控）と、木綿買方注文状、番状などの来状本書がある。これらは注文状番状を除き、いずれも天保期以降のものである。一枚物文書としては買宿請負証文、三井への願書類、買銀預り証文、為替手形など、その他一般的なものとしては土地売買証文、借金証文、講

金借用証文などが残されており、これが最も数量が多い。

今回はこのうちから取敢えず帳簿類以外のものについて採録することとした。三井文庫所蔵資料を含めた、全体の資料残存状況からいえば、両方に同じものが（控を含め）残るものと、それぞれ独立して残されるものとの二通りがある。前者は請負証文、願書、書状（商事連絡のための書状は、差出す場合必ず留帳―控帳―が作られていたから、内容的には大体同じものが双方に残ることになる。）などであり、このうち請負証文、願書の類は双方にあるが、必ず同じものが対応して存在しているわけではない。概していえば三井文庫所蔵資料の方が、文書を写し込んだ記録帳もあって、残存率は高い。但し紅花関係には、三井の紅店資料が余り残されていないことよって、請負証文も欠くなどの例がある。最も大きな違いは、分量も多かったと思われる書状が、三井文庫所蔵資料にないということであろう。これは規則的に廃棄された結果とみられる。

後者のうち西紙屋に独自なものは、帳簿の類であろう。今これを取上げる余裕がないので今回は割愛したが、別途取上げる機会はある。

西紙屋自体については、同家文書からその出自系譜等を知ることができない。それに関しては独自に調査は行っていないので、それは別の調査を待つとして、こゝでは西紙屋の性格について目についた所を、二、三列挙しておくこととする。

三井越後屋は、絹・生糸・木綿・麻・紅花などの仕入れのた

め、全国に亘ってといつてよいほど各地に買宿を配置していたが、西紙屋はそのうちの木綿・綿・紅花の買宿であった。三井越後屋が因伯木綿の仕入れを開始したのは、この西紙屋を買宿としてからであるが、三井越後屋の買宿の中では、設置年代としては遅い方に属する。

西紙屋が三井越後屋との関係を持ったのは、安永九年（一七八〇）紅花の買宿となった時である。この時同家は紙屋佐兵衛の代であり、現在の同家過去帳には、これを初代としている。尤もこの紙屋佐兵衛をどのような意味で初代としたか不分明の所がある。文書の上では、その系譜上の位置についてはわからないもの、宝永頃から紙屋庄左衛門その他の名がみえている。その後天明七年（一七八七）頃から西紙屋と屋号を変えたものの如く、以後西紙屋で通し、三井では略して紙佐と呼ばれることがあった。

家業についてははっきりとしたことはわからない。三井との関係を結ぶ前について、「親父儀下地を見せ商内杯仕、渡世被致由」とか、或は「小商人ニ而」とか述べられていることより推測されるに止る。三井の買宿となつてからも、他に商売は行っていない、と自らは述べていることからみれば、特定の商品を継続的に取扱ひ、それを家業とするような商家ではなく、まさに「小商人」と表現されるものであったとみてよいであろう。それ故にこそ、天下の三井越後屋の買宿となることは、同家にとって重大事であり、他商売に手を出さず買宿を勤めれば、家の将来については「安堵」と感じられたのであろう。おそらくは、買宿を勤める

ことが、その後の家業としての意味をもつていたものと考えられる。しかし他に商業活動を行つていなかったか、という点については、にわかには断じ難い。因伯地方の木綿は、農間副業生産品であり、生産には季節的な偏りがあることと、とくに幕末期のものとして多数残されている土地売買証文や借金証文の存在が、何らかの経済活動を推測させる余地を残す。

このほか同家は、村役人等の役職にあつたことはなかつたやうであるが、木綿・紅花等取扱に関連して「諸色問屋役」や、「銀札小座役」、「台場御用懸り」などの藩御用は拝命していた。これらは買宿任命の後に生じたものであり、西紙屋が元來領主の支配機構の末端になうものとしてあつたというほどには考えにくい。逆に三井越後屋の買宿を勤めたことの結果として、右のような御用拜命があつたとみた方が妥当であらう。

前述のように、買宿の特徴として問屋に対する従属性がある。この点に関連して、西紙屋と三井との関係について断片的な事実をこゝで挙げておくこととする。

第一には、すでに一般に指摘されている、貸金等による援助のことがある。西紙屋の場合も例外ではない。寛政四年（一七九二）に大借が発覚し、結局三井の買銀残高も一部返済のまゝ、残り「出世証文」を取り、三井部内の積銀のうちより引落すことによつて済ませているのを始めとして、文化八年（一八一二）の拝借金（銀一〇貫目、一五年賦無利足）、文政三年（一八一〇）因伯木綿の直買禁止に伴う買宿中止によつて生じた残銀処理、弘化

二年（一八四五）居宅購入資金の拝借などの例がみられる。これらの返済は口銭を増額した上で、それによって年々引落す形をとっている。

これらは個別の拝借金であり、このほか三井との經常の勘定の中で、欠損などが生じている場合、その処理についても右と類似の問題を含む可能性がある。

次に三井越後屋との関係を端的に示すものとして、のれんと位牌がある。商家ののれんは、各家のシンボルとして極めて重要なものであることは言うまでもない。それ自体他家と区別するためのマークであるということのほかに、営業権を象徴するものでもあった。従って商家の手代が別家して自分の商売を始めるに際して、屋号と共に主家と同じのれんを掲げることが許されることを、一般にのれん分けと称した。ところが、西紙屋にも三井越後屋ののれんが残されている。現存するのれんは二種類で、やゝ肉太文字の丸に井桁三と、丸に越の字のものである。

しかしこののれんに関する記録は見当らない。右に触れたように、のれんを免許することは営業権にかゝわることであるから、主家にとつても最高決済事項に属し、必ず文書で差出されたものである。もし西紙屋へ対して手代同様の意味ののれんが免許されたものとするれば、何らかの形で記録に残される可能性が高い。仮りに記録に残されない形で、のれんが西紙屋において使用されていたとするならば、その意味を別に考えなくてはならない。一方で、西紙屋が屋号は越後屋を名乗っていた形跡は認められず、時

に「三井屋」と称されていたことが伺われるから（三井屋の称は三井にはない）、正式の別家の象徴としてでなく使用されていたとも考えられる。そうとすればこののれんは三井の信用を公示し、西紙屋のバックアップのために用いられたということになるが、はたしてそのようなのれんの使用が可能であったかどうか、こゝでは結論を出すことは差控える。尤もこの場合、現存ののれんが何時どのような形で用いられていたかという点については証するものがない。

次に位牌について触れる。この位牌とは三井家の家祖三井高利夫妻の位牌であり、今に現存する。即ち血縁関係のない、いわば取引先の家祖を祭っていたわけであるが、これは他の買宿にも例があり、西紙屋一個の特殊例ではなく、買宿というものの性格を物語る好個の物といえるだろう。唯これには、いわば主家に対する臣従的意識のほかに、先祖つまり家の開基というものに対する意識も含まれていたという可能性も考えておきたい。一家を創設し且つその子孫が存続するに足るだけの物質的基礎を作った、いわゆる先祖というものに對する意識が表現されているとも考えられる。西紙屋の存続に、買宿営業の占める割合がおそらく大きかったと推測される（前述）だけに、そういう考えも成立し得るのではなからうか。買宿を開始した当代の紙屋佐兵衛を、同家の過去帳の上で初代としていることも、その点と関連があるかもしれない。

次に西紙屋の子弟と三井越後屋との関係について記しておきた

い。つまり西紙屋の子弟が三井越後屋の奉公人となるケースについてである。

京本店で雇入れられる奉公人に限った場合、それは西紙屋の子弟で次の如く三人あり、他に西紙屋が請人となっているものが四人ある。(他に赤崎出身者一人。)

文政二年(一八二八)雇入 林原勝之助  
 天保十三年(一八四二)雇入 林原 亀吉  
 安政五年(一八五八)雇入 林 千次郎

三井越後屋の奉公人は、原則的には京都とその周辺地域および松板出身者に限られた。その他の地域出身者は例外的であった。

雇入れは京本店および松坂店で行われた。この京本店で雇入れられた奉公人のうち、近畿地方以外出身者は元禄期以降明治初年までで、約四〇例ある。このうち八人が赤崎およびその降近の出身者である。尤もこれには明治二年、六年に四人が集中している。

およそ四〇例の、いわば地方出身者には、買宿の子弟と覚しき者が散見されるから、地方買宿の子弟が三井越後屋の奉公人となつて雇われるということは、西紙屋に限らず行われたとみてよい。しかし例として余り多くはなく、いわゆる縁故の一ケースとみた方がよいであろう。唯この、例外的ケースの中では、西紙屋の場合文政期以降に集中しているから西紙屋子弟の奉公は割合慣例として受取られていたかもしれない。

右の子弟のうち林原亀吉(のち佐七と改め、養子に出て小林と改姓)は三井越後屋の中で「支配」役まで務め、一時京本店の木

綿方すなわち西紙屋が日常接触する部局に配置されたこともあった。しかしそれら子弟は、亀吉の例のように必ずしも自家の営業を習熟する目的で奉公に出されたものとは限らない。

以上、任意に西紙屋および三井越後屋との関係について目にした点を挙げてみた。西紙屋と三井越後屋との関係が何時頃まで続いたか、今はっきりした事をいうことができない。経営面ではいくつかのトラブルを起し、曲折を経ながらも、明治期まで継続している。この間とくに文政期以降は、文政の一時期及天保元年(一八三〇)から同一四年(一八四三)まで、嘉永四年(一八五二)から安政二年(一八五五)まで、再び同二年(一八五五)から明治二年(一八六九)まで、それぞれ「不取締につき」買子の後見あるいは買方万端肩替りの処置を受けている。このように実質的には経営から離れた期間が相当長かったにも拘らず、買宿としての地位は存続しつづけたのである。三井の側からみると、西紙屋はこうしたトラブルに関連した記録の最も多い買宿に属す。それにも拘らず三井越後屋の買宿として維持しつづけた意味も問われなければならぬであろう。

最後に嘉永元年(一八四八)「吞込帳合」の不詳事の処理の際に示された買宿事務に関する注意書きを掲げて参考に供する。

申談書

伯州

一去申秋西春買方中存外不都合筋出来、絶言語重、難相済、此未甚不安堵二付、買宿相断可申存念二い處、左い而者其元

必至難決、依而佐兵衛殿隱居被致、子息千之助殿名前ニノ伊左衛門殿後見被致、万事正路聊不筋等無之様御仕向い間、是迄之通買方致呉い段、御連印を以願之趣難黙止ニ付、至極相談之上、此度之所者格別之了簡を以願之通聞濟遣し申い、尤伊左衛門殿後見被致い上者、聊不都合筋有之間敷儀ハ勿論ニいへ共、向後万端嚴重ニ相心得、聊たり共不筋無之様、是迄之恥辱急度御雪、家名永続出来い様御仕向御尤ニ奉存い、依之為見緒友次郎差下、委細同人へ申合置い得者、御承知可被成い。

一 如前書相改ニ付而者、請状改并道中名前等千之助殿ニ御改可被成い。

一 買方役逗留中御国法相守い儀者勿論、自然不身持等之義有之いハ、異見被成道、其上難改いハ、其訳無御腹臆掛り支配人役所之者へ御申為登可被成い、若隱便ニ被成置後日ニ相頭い時者、急度及沙汰可申事。

一 金銀出入并諸勘定共、買方役立会之上嚴重ニ御取斗可被成い。

一 見世買木綿、買方役立会之上調入可申事。

一 買庭所月々兩度ツ、相廻り可申事。

一 京都江通達、月々兩度ツ、急度可致事。

一 買方役雲州通行、道中二日経ニ可致事。

一 買方相仕舞いハ、入用帳面不殘持登り可申い、尤於当地相改い事。

一 買子之者不取締無之哉、若心得違之者有之、家風ニ相背いハ、無用捨暇差遣し可申事。

一 荷送り并飛脚夫々差遣しい儀、諸色高直之折柄ニい得者、諸入用無益之儀無之様、精々氣を付可申事。

右之通嚴重ニ相守可申い、尤買方役之者へも与得申付置いへ共、兼而相心得、不都合無之様御仕向可被成い。

嘉永三年

戊正月

(1) 買宿自体について取上げたものは、野村兼太郎「呉服問屋と絹買指宿」(『三田学会雑誌』四〇—)、林玲子「江戸問屋仲間の研究」、『大丸二百五拾年史』、井上定幸「西上州富岡旧古沢清左衛門家の商経管記録の紹介」(『群馬文化』三)、賀川隆行「近世後期の京都における越後屋の営業組織」(『三井文庫論叢』一一)などがある。買継問屋の問題としては北島正元編著「江戸商業と伊勢店」、中井信彦「転換期幕藩制の研究」その他がある。

(2) 三井文庫では、上林家西紙屋文書については昭和四七年以降調査を行い、同家の御好意により借覧することができた。

上林家西紙屋文書はすでに山中寿夫氏をはじめ(『化政期鳥取藩における木綿の流通統制について』(『鳥取大学芸学部研究報告』一六)、『赤碓町誌』、『鳥取県史』七など)に使用、掲載されている。

なお雲伯木綿とその買宿については、三井文庫としては、すでに明治四五年旧三井家編纂室の時代に調査が行われており、以後買宿一般に関しても研究課題として取上げられていた。

- (3) 「京本店手代子供請状」一〇四(三井文庫所藏史料 別三六、本一五三六〜一五三八)、「奉公人抱帳」一〇六(三井文庫所藏史料 本一四三〇)〜一四三四、別一一八四)。  
 (4) 「尾印勤要記」(三井文庫所藏史料 本一五一六)。

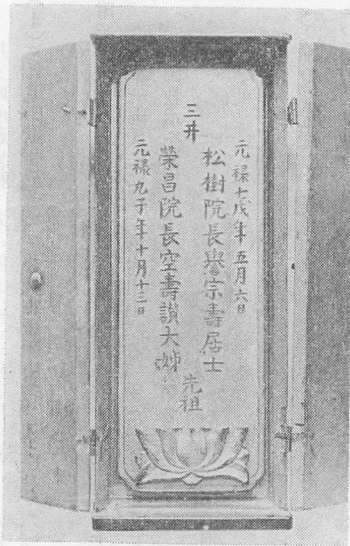
附記 末筆ながら本文書の閲覧、利用を許された上林節夫、上林章一両氏には厚く感謝申上げる。また三浦宗雄氏にも種々御教示を賜った。御礼申上げる次第である。

(田中康雄)

## 凡例

- 一、ここに掲載した資料は、西紙屋文書の一部である。
- 一、選択の基準は、買宿に関するものうち帳簿類を除いたものとした。その場合、西紙屋の買宿としての性格にかかわるものは、広い範囲で選んだ。同種の資料が複数ある場合は、代表例を選び他は省略した。
- 一、配列には、極く便宜的な類別としたが、節表題をつけずに間隔をおいて区分するに止め、全体として通し番号を付した。およその類別は次のとおりである。

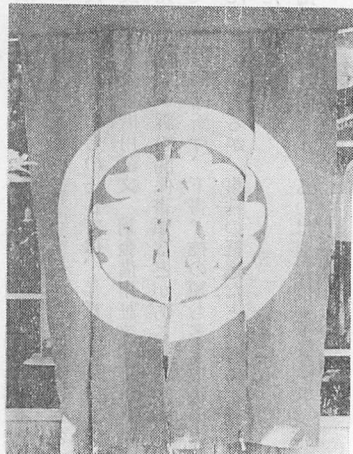
- 一 買宿請負証文、請合証文
  - 二 三井越後屋へ対する願書類(買子ならびに青谷買宿角屋の願書を含む)
  - 三 示合書、言送書
  - 四 買金預り手形、為替手形
  - 五 浦手形、送り状
  - 六 藩御用、国産仕法関係
  - 七 借金証文
  - 八 家族関係その他
- 一、右のほか三井文庫所藏資料のうちから、西紙屋佐兵衛(宗賢)願書と西紙屋子弟の三井店奉公雇入記録を附録として掲げた。
  - 一、ここに掲載した以外の西紙屋文書には解説文中に触れた帳簿類のほか、書状留帳(西紙屋差出控)、伯州番状(三井店差出)、買方注文状(三井店差出、西紙屋宛)がある。
  - 一、買宿関係以外のものとしては、年貢米借用証文、土地永代売渡証文、金子借用証文、講金借用証文、その他明治期の土地売買・登記・訴訟関係書類などがある。
  - 一、文書の中には断片、下書、控の類も多く取扱いには配慮を加える必要があるが、事件の経過などの参考のため掲載に加えたものもある。
  - 一、掲載史料と同じかあるいは直接関連ある三井文庫所藏資料を、各史料区分のあとに注記した。



西紙屋上林家所蔵三井高利夫妻位牌



西紙屋上林家暖簾  
(丸ニ井桁三文字)



西紙屋上林家暖簾  
(丸ニ越の字)



史料 1

御請負申証文之事

本書写

一從当年御店紅花御買方役被成御越ハニ附、私方江御買宿被仰付被下、忝仕合ニ奉存ハ、然上ハ此後御買宿差支等無之様ニ仕、尚又御買方役御話被成ハ内、御買金銀御買入紅花相預リ申御事御座ハ、是等至極入念少し茂相違無之様ニ相勤可申ハ、若相滞ハ儀仕ハ、我等所持之田畑并家屋鋪共ニ相渡、夫ニテも不足仕ハ、請人方々急度相濟シ、少茂御損掛申間敷ハ、尤御買宿口錢御雜用御定之通り申請ハ上ハ、如何様之儀御座ハとも、御無心ケ間敷儀御頼申上間敷ハ、為後日之請負証文仍而如件

伯州赤崎御宿紙屋

佐兵衛

同所請人森屋

藤兵衛

安永九子五月日

三井則右衛門殿御店

御支配人中

(裏書) 「を」藤兵衛手かた」

史料 2

被仰渡ハ覺

一此度綿木綿御買宿被仰附、難有仕合奉存ハ、然上ハ御店御家法

有之ハ事故、一ニ被仰付ハ趣違背仕間敷事

一金銀御買方役人様御持下被成ハ時ハ、私方江預リ置、則金銀預リ帳へ印形いたし、扱金銀出入之節ハ、夫ニ御答申致出入、御勘定仕立可申事

一御買方役人様御下不被成、御買金御送り被下ハ儀、新規私方、殊ニハ御店御家法も有之儀ゆへ、慥成一札差上可申旨、御尤承知仕ハ、則一札差上ハ事

一御買宿被仰付ハ事故、御定之口儀被仰付、難有仕合ニ奉存ハ、然上ハ誠ニ於御買方、聊ニテも私欲ケ間敷儀致申間敷事

一御買方役人様御下り被成ハ時ハ、朝夕之御食物家内同様ニいたし、右ニテも馳走ケ間敷儀致申間敷ハ、且国所之法度為相守可申事

右之趣逐一奉畏ハ、私儀ハ勿論子孫永ニ疾与為相守、大切相勤可申ハ、仍而御請如件

伯州赤崎御宿

紙屋佐兵衛

天明貳年

寅十月日

京三井御本店

御支配人中様

大坂御同

御支配人中様

一此度中西宇右衛門罷下、右一件致合、則本書印形取之持登申ハ、然者已後右書附之趣無相違実心ニ相心得可被申ハ、且

買方二下い者江、猶又疾与御読為聞、諸事相慎い様御示談可被遣い、依而奥書如件

京本店支配人

中西字右衛門(印)

史料3

請合申一札之事

一西紙屋佐兵衛儀、去天明二寅年ハ綿木綿之御買宿被仰付、難有奉存い、然上は益太切相心得出情相動可申い、就右金銀御預ケ被下いは、其時々無違滞明白勸定仕立可申い、万々一不屈之筋仕出し、御店江対シ不動定相成いは、請人所持之家屋敷売払、親類共立会急度勸定仕、為相済可申事

一佐兵衛儀不埒仕出、請人所持之家屋敷売払い上、店勸定相済不申いは、親類共所持之家屋敷田地等売払、急度勸定相立、聊二而も御店江御損銀掛ケ申間鋪い、此段儘ニ可被思召い、為後日仍而一札如件

寛政五年癸丑五月

請人

請人

御宿西紙屋佐兵衛

三井八郎右衛門殿代

京本店

家城 藤 吉殿

藤田与三兵衛殿

田中 金兵衛殿

木村徳右衛門殿

大坂本店

村井 新十郎殿

高木 清兵衛殿

河田 作兵衛殿

史料4

申渡之覚

一其許儀先代ハ当店木綿買継宿被相動、是迄買方役指下い處、近来締方不宜、毎度役場ハ相談シい得共、兎角此方存念之通難參、依之此度蟄居之願被差出、尤之儀ニ存い、右ニ付買宿之所是迄手続を以、彦三郎殿江相頼被申い段、令承知い、則相談之上当冬ハ同人方江差下可致買方い、猶亦年限相立い節は、可然可申渡い、依之宿口錢之儀、格別之了簡を以、当冬ハ老步半与相定、右之内老步通彦三郎殿江差遣シ、五朱通其元江為合力遣い様申渡い間、右を以諸事實素ニ相賄相続可被申い、依而申渡如件

三井本店(印)

文政十三年

寅十月

西紙屋

佐兵衛殿

○史料2

天明二年 被仰渡い覚(三井文庫所蔵史料 本一)

四七四―四九。

天明五年 被仰渡い覚（三井文庫所藏史料・本一四七四―五二）、天明五年 請合申一札（三井文庫所藏史料 本一四七四―五一）参照。

史料 5

乍恐口上書ヲ以奉願上候

一不調法成源助儀幼少方永、御目永ニ御召仕被下、以御蔭御奉公相動来、御厚恩之程冥加至極難有仕合ニ奉存い、元来未熟之者、逆茂御役ニは相立不申い得共、為御報恩之毎々迄茂勤仕為致度本意ニ御座い所、私儀近歳病身ニ付、相統難出来、跡目相讓い者無御座、無抛源助江相讓相統為致度存心ニ御座い間、何共不本之至ニ御座い得共、不得止事、御暇御願申上い、何卒此段乍恐御賢慮被成下、御老分衆中様互御取成ヲ以、首尾能御暇被 仰附いハ、以御蔭無恙家名相統仕、重々難有仕合ニ奉存い、何卒格別之御憐愍御取成ヲ以、右願之通御聞濟被成下い様、偏ニ 奉希上い、以上

西紙屋

佐兵衛

（裏巻）  
一天保五年

午六月

御店

御支配人中様

史料 6

乍恐口上書を以奉願上い

私儀

一  
数年来御店様木綿御買継宿被為仰附、御蔭を以家名相統仕来い段、買子之者至迄冥加至極、難有仕合奉存い、然ル所私祖父之代々、居宅地面之儀は、瀬戸村竹信十次郎与申仁之所持ニ御座い処、同人舍弟当所西松屋源次郎与申仁、近来不如意ニ付、昨年来親類中相談之上、当时居宅地面共一先売払仕法相立可被申趣ニ而、私居宅地主竹信方被申参いニは、此度舍弟源次郎方居宅売払、逼塞為致い積い得共、外ニ思話敷家茂無之ニ付、其許居宅江為移申度い間、近比氣之毒ニ存い得共、右源次郎方家建之儘入替り、地面代何角等ニ而金百両ニ而見切い間、買取與い様段々被相頼、誠ニ不存寄義ニ而。当惑仕い、尤先方居宅土藏共建物も宜、地面等も余程手広ク御座い故、右直段ニ而買取い得ハ、当時直打与は凡半直段位ニも相当り、急度利口ニは御座い得共、元来微力之私、親類逆茂同様之義ニ而、逆茂難及ニ付、段々相断い得共、中々聞入不申、左い得ハ当時居宅地面明渡い様被申立、扱々当惑難波仕い、依之当所ニ而彼是明家も吟味仕い得共、相応之家も無御座、且者当时居宅取早余程及破損有之い故、外地面江引移い時は、新ニ立直し不申而者難相成、左い而ハ無益之雜費も相嵩いニ付、可相成は先方之任意い方、急度利心ニ宜存い得共、何分御店様御願不申上いは而は、

迎も難調儀ニ付、暫ク猶予相頼置い處、又々当春々頻ニ催促被致、寂早延々ニ仕置い儀茂難相成、誠ニ心痛仕十方ニ暮罷在い、就右何共恐多御願御座い得共、何卒金百兩拜借被仰附被為下い様奉願上い、左いハ、以御蔭成就仕、御高恩之程重い、難有仕合奉存い、寔ニ先年御憐愍を以、前々之通御買宿被為仰付被下而方、未年数茂相立不申、且は下地御年賦銀等茂、当冬ニ而漸々皆上納仕い様之義ニ御座い得共、中々右躰之義御願可申上積ニは無御座、御店様思召之程茂奉恐入い得共、誠ニ無余儀前条之次第被為聞召分被下い様奉願上い、右之段源助上京仕、御願可申上本意ニ御座い處、私悪敷愚妻義重病相煩居いニ付、何共自由ケ間鋪儀ニ御座い得共、委細御買方役様江御願申上置、乍恐此度買子甚次郎差為登申上い得は、此段不悪御賢察被為下、願之通御聞濟被為成下い様、伏而奉願上い、且御返納之儀者、何卒御年賦ニ被成下、季々御買物代之内ニ而御引取被遊被為下いハ、此上之御仁恵与如何計敷重い難有仕合ニ奉存い、尤御買方万端是迄逆茂、至極太切ニ相起居い得共、猶又抽丹精御恩報可仕い、猶委細之儀は、甚次郎方茂御聞取被為成下、何分右奉願上い通御聞濟被成下い様、宜御執成之程偏ニ奉願上い、以上

西紙屋

佐兵衛  
源助

弘化貳年

巳六月日

三井御本店木綿方

御役人中様

史料7

乍恐以口上書奉願上い

西紙屋

佐兵衛義

御店様数年來奉蒙御高恩、御蔭ヲ以是迄無恙相続仕來い段、冥加至極重い難有仕合奉存い、然ル処旧冬以來御買方役様方難得止事之御頼ニ付、佐兵衛義相考いは、数年來御勤之御上役様之義、違背難相成い様、存違いハ不埒之吞込帳合仕い儀露頭仕、御糺之上嚴敷蒙御叱りを、御買宿御差留被為仰付、一同驚入当惑難波仕い義ニ御座い、御買方役様方佐兵衛義被相頼い与者乍申

御店様御家法茂兼而乍承知仕、不調法不行届成義ニ而、何共御詫之申上い様も無御座、奉恐入い義ニ御座い、右ニ付帰国之上親類共并佐兵衛親佐左衛門受人中打寄申評儀仕い處、一同之者相敷申上い義ニ御座い、此儘御買宿御差留相成い而は、大勢之者忽路頭ニ相立い様罷成、佐兵衛義も兼而之御恩分奉報い義も、是限不相成い様成行い儀ニ而、実々敷ケ敷奉存い、今更不帰事与は乍申、佐兵衛不調法之段親佐左衛門始親類中嚴敷折檻仕い候處、逸々無申訳心根ニ徹し後悔仕、以後万事心を用、急度相改り太切成

御店様御為方而已心掛、如何様之義出来仕い共、外江心を移し

不申、御高恩奉報い様仕、此度之耻辱相雪申度旨、一同江相敷心中を煩罷在い義ニ御座い、何分此儘御買宿御差留ニ相成い而は、大勢之者必至難立行、尚又佐兵衛義も御高恩之奉報い儀、末代難出来、何共恐多御願ニは御座いへ共、格別之御慈悲を以、旧来之通御買宿被為 仰付被下置いハ、一同之者難有仕合ニ可奉存い、扱又弘化年中時節柄不相応之御年賦拜借被仰付、難有仕合奉存い上、此度之大金引負御敷奉申上い儀、重々恐多義ニは御座いへ共、微方之私共ニ而は、一時ニ相片付い義難相成、何卒厚御仁恵を以、年々御口錢之内ヲ以御引取被成下い様、奉願上度奉存い、然ル上は、佐兵衛義は疑与了簡相改い迄、遠慮為致、万事私御引受、西紙屋江罷越、是迄方格別ニ心を用、嚴重ニ御取引可奉申上い様仕度い間、何卒此度之処は、格別之御慈悲之上を以、右願之通被仰付可被為下い様、偏ニ奉願上い、以上

伯州赤崎

親類

嘉永式四年

願主 成屋伊左衛門(印)

十一月

同所

受人 佐伯昇平(印)

金市村

同新 屋齊右衛門(印)

親 西紙屋佐左衛門(印)

京室町二条上ル

三井御本店

御役人中様

史料 8

乍恐口上書ヲ以奉願上い

一

西紙屋

佐兵衛義

數年来御店様奉蒙御厚恩、御買継宿被為仰付、御蔭を以無恙相続仕来りい段、冥加至極、重々難有仕合奉存い、然ル処昨秋来御買方役常三郎様御逗留中不都合筋有之、其上吞込帳合并ニ不筋成見せ買等仕い段、御糺之上及露頭、重々難相濟旨、嚴敷蒙御呵、御買宿御差留被仰付、何共奉恐入い、兼而御店様御家法乍奉承知、此度之始末、語言同断、御詫之申上様茂無御座、重々耻奉恐入い、帰国之上佐左衛門始親類共江談示合仕い処、何れも打驚当惑十方暮、相敷い而已ニ御座い、元来佐兵衛未熟故、龜略ニ相心得い段、及面談い處、一言申訳無之、重々後悔仕居い、然ル処御買宿御差留ニ相成い而は、大勢之者必至難涉仕い間、甚以恐多御願ニ御座い得共、佐兵衛悴千之助申者ニ佐左衛門後見仕、万事正路ニ相勤、聊不筋等之儀仕間敷い間、何卒格別之御慈悲ヲ以、旧来之通御買宿被為仰付被下置いハ、一統之者難有仕合可奉存い、楮又此度引負銀早速上納可仕答ニ御座い得共、何れ茂微力之者共ニ而、逆も一時ニ上納可仕儀難出来い間、何卒此上之御仁恵御取成ヲ以、年々御口錢被下い内ニ而、御引取被成下い様奉願上い、何分ニ茂広太之御憐愍を

以、旧来之通御買継宿被仰付被下ハ様、幾重ニ茂御聞濟之程、偏ニ奉願上ハ、以上

伯州赤崎

親類

成屋 伊左衛門(印)

同 請人

佐 伯 昇 平

同 金市村

新屋 犀右衛門

親

西紙屋佐左衛門

三井御本店

御役人中様

史料 9

乍恐口上書ヲ以御願奉申上ハ

西紙屋

佐兵衛義

御店様数年来奉蒙御厚恩、御蔭を以無恙相統仕来りハ段、冥加

至極難有仕合奉存ハ、然ル処昨秋来、御買方役様御下向中、不

筋成義仕ハニ付、御糺之上路頭仕、重々難相濟段、殿敷蒙御呵、

御買宿御差留被 仰付、乍恐御尤千万奉恐入ハ、佐兵衛義御店

様御家法兼而乍承知仕居、右躰不筋成吞込仕ハ段、何共御詫之

申上様茂無御座、重々奉恐入ハ、右ニ付帰国之上、親佐左衛門

始親類共一統打寄、評義仕ハ處、一統十方春、相敷而已罷在ハ、只今ニ至不帰事与は乍申、佐兵衛義御家法等閑ニ相心得ハ故之儀ニ付、殿敷及面談ハ處、逸々申訳茂無御座儀与、誠ニ徹心魂後悔仕、向後万事相心得、此度之恥辱相雪申度与、一統江相敷居申ハ、乍併本人心躰得与相改ハ上ニ而、御願可申上儀本意ニ御座ハ得共、何分御買宿御差留ニ相成ハ而は、大勢之者必至難決仕ハ間、甚以恐多御願ニ御座ハ得共、乍不調法伊左衛門後見仕、猶又親類日々西紙屋江罷越、右躰之儀は申迄茂無御座、万事不筋之儀無御座ハ様、殿重ニ仕可申間、格別之御慈悲ヲ以、旧来之通御買宿被為仰付被下置ハハ、一統之者難有仕合奉存ハ、偕又弘化ニ巳年御時節柄不相応之御年賦銀拜借被仰付、未皆上納不仕ハ上、御願申上ハ儀茂甚奉恐入ハ得共、此度不筋成御帳合同、吞込ハ故之儀ニハは、右銀高佐兵衛拜借銀ニ被成下度、尤返上納之儀早速可仕管御座ハ得共、何れも微力之者共ニ而、迺も一時ニ相納可申儀難出来ハ間、何卒此上之御仁恵御取成ハ以、年々御口錢被下ハ内ニ而、御引取被成下ハ様奉願上ハ、何分ニ茂広太之御慈悲ヲ以、旧来之通御買宿被仰付被下ハ様、幾重ニ茂御聞濟可被成下様、偏ニ奉希上ハ、以上

伯州赤崎

親類

成屋 伊左衛門(印)

同所 請人

佐 伯 昇 平(印)

同断金市村

新屋 犀右衛門 (印)

親

西紙屋佐左衛門 (印)

嘉永式酉年

十一月

三井御本店

御役人中様

史料 10

乍恐口上書ヲ以奉願上ハ

西紙屋

佐兵衛儀

數年来御店様奉蒙御高恩、御買継宿被為仰付、御蔭ヲ以無恙相  
続仕来リハ段、冥加至極、重々難有仕合奉存ハ、然ル処一昨年来  
方御買方中、不都合之筋有之、尚又定五郎様御下向中、取扱方  
不都束之儀御聞ニ達シ、重々難相濟旨、敬敷御察度を以蒙御  
呵、御買宿御差留被仰付、何共驚入奉恐惑、兼而御店様御家法  
乍奉承知、右様之始末、何共御託申上様無御座、重々奉恐入  
ハ、帰国之上佐左衛門始親類之者共打寄、談示合仕ハハ、何れ  
茂仰天仕十方ニ暮、相敷ハ而已、全佐兵衛未熟故之儀、重々難  
相濟段後悔仕ハハ儀ニ御座ハ、何分此儘ニ而ハ、家名忽及断絶、  
先祖江対シ難相濟、且者買子大勢之者ニ至ル迄、路頭ニ相立ハ  
様罷成、重々敷ケ敷奉存ハ、強而御願申上ハハ儀、重々奉恐入ハ  
得共、是迄之儀は御赦免被仰付被為下ハハ者、向後万事正路ニ相

勤、聊不筋等之儀仕間敷、勿論実意を以太切ニ相勤、是迄之御

高恩奉報度ハ間、何卒格別之御慈悲を以、旧来之通御買継宿被

仰付被為下ハハ者、親類一統之者ニ至ル迄、重々難有仕合奉存

ハ間、幾重ニ茂御憐愍を以、宜御執成之程、偏ニ奉願上ハ、以

上

伯州赤崎

親類

成屋 伊在衛門 (印)

同 金市

新屋 犀右衛門 (印)

嘉永三年  
戌十一月

西紙屋佐左衛門 (印)

三井御本店

御役人中様

史料 11

乍恐口上書ヲ以奉願上ハ

西紙屋

佐兵衛儀

數年来御店様奉蒙御厚恩、御買継宿被為仰付、御蔭ヲ以無恙相  
続仕来リハ段、宜加至極、重々難有仕合奉存ハ、然ル処一昨年  
来ハ、御買方中不都合之筋有之、尚又定五郎様御下向中吞込之  
筋、此度露頭仕、重々難相濟旨敬敷蒙御呵、御買宿御差留被仰  
付、何共驚入奉恐入ハ、兼而御店様御家法乍奉承知、右様之始

末、何共御詫之申上様茂無御座、重々奉恐入、帰国之上佐左衛門始親類者共打寄、談示合仕所、何れも仰天打驚、十方暮相敷、而已ニ御座、元来佐兵衛未熟故之義与、後悔仕居、儀ニ御座、何分此儘ニ而は家名忽断絶仕、大勢之著迄も路頭ニ相立、様罷成、重々軟ケ話敷奉存、甚以恐多御願ニ御座、得共、当時御店様江御奉公仕居、佐兵衛舍弟佐七義、長々奉蒙御高恩、御蔭ヲ以追々情長仕、一統者ニ至迄如何計か難有仕合奉存、然ルニ御礼奉公茂不仕内、御願申上、儀、何共重々奉恐入、得共、家名断絶之場ニ御座、得共、幾重茂御推察被為成下、首尾能御暇被下置、上ニ而、伊左衛門後見仕、万事正路ニ相動、聊不筋等之義仕間敷儀は勿論、是迄之御高恩奉報度、間、何卒格別之御慈悲ヲ以、旧来之通御買継宿被為仰付被下置、ハ、一統之者重々難有仕合奉存、然ル上は佐兵衛義は分家為致、店買并買方之儀は、買子孫三郎与申者江、引為仕、万事実意ヲ以、太切ニ為相動、御高恩奉報度、間、何分ニも広太之御憐愍ヲ以、旧来之通御買継宿被仰付被為下、様、幾重も御執成之程、偏ニ奉願上、以上

伯州赤崎

親類

成屋 伊左衛門

同 金市

新屋 犀右衛門 (印)

西紙屋佐左衛門 (印)

嘉永三年

戌十一月

三井御本店

御役人中様

史料 12

乍恐口上書以奉御願申上

一

私共義

御店様木綿買子被仰付、以御蔭家名相統仕来、段、冥加至極、重々難有仕合奉存、然ル所先年御買方役様御下向中、彼是不都合之筋出来仕、佐兵衛殿重々不調法之儀御座、ニ付、嚴敷御察度ヲ以蒙御呵、御買宿御差留被仰付、私共至迄重々奉恐入、依之、因方親類請人衆中談合、取締相立、上、伊左衛門殿上京、種々御願被成、所、格別之御慈悲ヲ以、旧来之通被為仰付、御買方懸引之儀者甚次郎殿相動、様、委細被仰渡、一統之者至迄、重々難有仕合ニ奉存、以御蔭是迄無恙相統仕、一統奉恐悦、然ルニ春米々甚次郎殿兎角多病ニ而、万事難行、其次郎殿退被仰付間、何共恐多御願、得共、格別之御慈悲ヲ以、何卒、佐兵衛殿御救免被仰付、様、御執成之程御願申上、然上者一統申合、御買物之儀者不及申上、万事実意ヲ以、益太切ニ出情可仕、間、幾重ニ茂御憐愍ヲ以、宜御執成之程偏ニ奉御願申上、以上

買子

住屋

又三郎 (印)

宮川屋

政次郎 (印)



嘉永七年

寅十月日

綿屋

惣右衛門(印)

小中屋

嘉三郎(印)

大黒屋

永三郎(印)

吉田屋

幾三郎(印)

三井御本店

御役人中様

史料 13

乍恐口上書ヲ以奉願上ハ

一

御店様數年來

數年來御店様木綿買子被仰付、以御蔭渡世仕ハ段、重々難有仕

合奉存ハ、然ル所近来平兵衛・又左衛門・茂三郎右三人之者

共、買子見習被仰付ハ所、追々御店様木綿向風等茂会得仕ハニ

付、何卒買子加入口仰付ハ得ハ、難有仕合奉存ハ、然ル上ハ一

統申合、益実意ヲ以御買物少シ茂格好下直ニ調入ハ様、出情可

仕ハ間、何卒宜被仰付ハ様、宜御執成之程、偏ニ奉願上ハ、

以上

文久三年  
亥四月日

買子

宇田川屋

私共儀

西紙屋

專之助様

源助様

成屋

伊左衛門様

文前書之通一統ハ被相願ハ間、格別之御憐愍ヲ以ヲ以宜被仰付ハ

様奉願上ハ、尚又乍此上御買方万端益実意ヲ以出情相動被申ハ

様、示談可仕ハ間、何卒宜御執成ヲ以御聞濟被成下ハ様、偏ニ

仰付可被為下ハ様偏奉願上ハ、以上

政次(印)

大黒屋

永三郎(印)

野上屋

平兵衛(印)

向原屋

又左衛門(印)

宇田川屋  
茂三郎(印)

西紙屋

專之助

源助

成屋

伊左衛門

三井御本店

木綿方御役人中様

史料 14

乍恐口上書を以奉願上

一青谷御買宿角屋直三良義、御用向是迄無難ニ相勤被申、然ルニ此度銀子入用有之由、御拜借御願申度段相頼被申、二付、右躰之義御店表江御願申上儀、別而遠路与申、御願申上段申聞セ、何分一家衆相談被致、類家之内ニ而借用被致様申之、取合不申得共、是迄者彼方ニ而借用仕得共、此節先方入用之義出来、工面難相成旨申立、段々相頼被申、二付、様子疾与相礼所、去ル年普請被致儀、積違不足銀ニ相違無之趣ニ御座、何卒格別御憐愍を以、直三郎願之通、銀貫目御拜借御聞届被遣ハ、渡世相続出来難有可奉存、尚委細之義者御買方役様江申上置間、御聞濟被成下様、偏ニ奉願上、以上

西紙屋

佐兵衛

寛政拾壹年

未六月日

京都

三井御店

御支配人中様

史料 15

乍恐奉願口上覚書

一

私年来

御店木綿代買被仰付御願ヲ以渡世相続仕段、難有仕合奉存、然所拾八ヶ年以前西之年、居家家財不残焼失仕、其節御店結構ニ被仰付、難有仕合奉存、則右年賦銀追々御口錢之内ニ而上納仕所、近年時節柄悪敷家内多喰込ニ相成、他借銀仕所處追々高歩ニ被追、難涉千万ニ奉存、右ニ付近頃恐多キ御願御座得共、又此度各別之御慈悲上を以銀子貳貫五百目拜借被仰付被為遣、難有仕合奉存、此段宜敷御聞届被為逐様、偏ニ奉願上、以上

文化十五

寅五月

三井店

御役人中様

角屋 和兵衛

同 次郎三郎

右角屋和兵衛殿願之趣承合所、難渋之趣相違無御座、何卒御憐愍ヲ以願之通御聞届被遊被下様、奉願上、以上

西かみや

佐兵衛

○史料 5

天保九年 天保九戌年梓源助江名跡讓渡願 (三井文庫所藏史料 続五二三一—二) 参照。

○史料 6

弘化二 (伯州買宿西紙屋佐兵衛年賦借用願) (三井文庫所藏史料 本四九四—二〇) 参照。

○史料 7 8 9  
10 11  
嘉永二年 嘉永二十十一月伯州西紙屋不筋之義  
〔有之ハニ付買宿差留申付ハ節買子中ハ訖願〕〔三  
井文庫所藏史料 続五九〇―一五―七〕 嘉永  
二四十一月不筋之儀有之ハニ付買宿差留之節親  
るハ訖願〔三井文庫所藏史料 続五九〇―一  
五―八〕 西紙屋佐兵衛親類中願〔三井文庫所  
藏史料 続五九〇―一五―九〕。

嘉永三年 伯州西紙屋訖願〔三井文庫所藏史料  
続五九〇―一五―二〕。

嘉永四年 西紙屋干之助親類中請書并戊年一ヶ  
年年賦延納之願〔三井文庫所藏史料 本五九〇  
―一五―四〕 西紙屋干之助親類中願〔三井文  
庫所藏史料 続五九〇―一五―三〕。

嘉永七年 西紙屋佐兵衛方買子中願〔三井文庫  
所藏史料 続五六八―三一四〕 参照。

史料 16

〔表紙〕  
〔亥秋〕

伯州示合帳

亥十月幸助上京ニ付

示合書

一当年綿作御地近辺、何方茂豊作ニ在之趣、追々御通達被仰聞、

御同慶奉存ハ、秋作追々相片付、大数織出し、相庭下直ニ為在  
度願申御事ニ御座ハ

一当春注文荷物、追々到着ニ付、夫々直打相調見ハ所、中ニ者中  
狭キ品、又ハ悪風之品等打交リ居、此分遣ヒ口無之、存外引道  
相立難詰ハ間、已来惣文武七尺五寸、地巾九寸三步ヲ詰リハ  
品、又ハ悪風之品、何程下直ニ而モ一切御調入被成間敷ハ、自  
然此末右様之品在之ハ、不残御差戻シ可申ハ間、此段御承  
知、風合飽迄御細吟之上、御調為登可被成ハ

一戌春買千百五拾八番  
北条尺入

八拾反

右荷開直打相調見ハ所、存外高目ニ付、委細幸助殿へ品物見せ  
置、疾与示合及置ハ間、同人ハ御承知、已来尺入一切御調為登  
御無用

一元来国買致ハ趣意ハ、上風之品下直ニ調入度存念ニ在之、右之  
根元取失ハ無之様、即金之妙ヲ以、木綿風合精々御撰、悪風花  
々赤綿交リ之品、一切御調入御無用

一本状面キク引御通達喰違不申様、精々御鍛之上、御通達出来ハ  
様御取計可被成ハ

一近来国買木綿諸掛リ物、追々相増ハ故、工丈木綿高直ニ相当  
リ、難詰ハ間、買方諸入用等成文ケ御省略、精々相減シハ様、  
御厚配可被成ハ

一荷物重リ番無之様、疾与御改之荷出し出来ハ様、御取計可被成

い

一 冬分買方取極御勤考之事、口伝

一 書状月々三四度は非共御差出し、相庭行方御通達可被成い

一 諸帳合向、万事嚴重明白ニ出来い様、御取計可被成い

一 近来国方不取締故ニ哉、是迄数度間違出来、御同前苦々敷奉存

い、右当春万端急度御取極出来い義ニ得は、此末聊ニ而も手

違出来不申様、御取計可被成い、何分是迄之姿ニ而ハ難相濟い

間、已後之処買子之御衆ニ至迄一致、追々店表工面宜相成、西

紙屋家名永続出来い様、厚御駈引御尤ニ奉存い

い

附り

注文表場所割好置い得共、其時々双方突合之上、工文下直

成方ニ而大数御調入出来い様、御駈引、場所割之義ハ過不

足ニ相成い而も不苦事

史料17

(表紙)

「買方示合書」

覚

一 見世買木綿文巾改直組ニ掛り候事

尤

何程世話敷いとも、文巾急度吟味可致事

一 束買木綿数遍直打致能見わけ、扱直打本ニ引当能々ねり込調

入、扱文巾相改可申事

附

東買之義故大数在之、世話敷時はさつと見い而、調い趣粗  
在之事い間、急度相糺調入可申い

一 在江買方指遣い儀、其人を能見わけ、場所を相極、指遣可申  
事

但

文巾急度改可申い、尤詭機ニ致度家、又は風合宜木綿織出  
しい家々江は、外村並買方いたしい者指遣し、(二分三分)セ入マ入方

も下直ニ直段為付い之様可致い、如様之処工夫、買方之功  
者歎と申物ニい

一 買先々名前札ニ夫々相記、買不同木綿善悪相糺い得は、自然と

買物下直ニ相成可申い、右仕方ニ致いへは、夫々働之筋も相分

り、其功を以買人者江挨拶いたし遣し度物ニ在之い事

一 大数之買方在之故、工面買など之の間敷い得とも、此儀買方役  
人方与得示合可申置事

附

望之者を不望顔ニ而調入り様之仕方致度物ニ在之い、買方  
第一勘弁処之事

一元来伯州木面之儀、寂初之比は余国織と釣合、又下直之儀も在  
之いニ付、買方相始い儀、然二近年は大坂間屋向など、直買等  
いたしい故にや、年々不恰好ニ相成、不面白奉存い、仍之買方  
も相やめ申度い得とも、折角取立い事ゆへ、先不相替買方役指  
向候、弥此後とても高直ニいハ、注文相滅可申、尚是等能々

勘弁之上、何分余国より恰好克相あたり様、不絶心配可在之事

一綿買木綿之儀、是迄之仕方綿ニ而売徳有之由故、自然と木綿直組ゆるミ、高直之由、綿ニ理分有之杯と相心得来り由者、了簡違ニ由、己来者綿は綿ニ而理分を見、木綿ハ尚又第一之事ニ在之由、其趣意之ゆるミ不申様ニ、忝厘ニ而も下直ニ調由様、能ミ工夫之事

一在々買方、忝ケ月之内五度程、買方役又者買宿衆中相庭行方見ニ相廻り、急度相考可事

一青屋杯は、織出し無数庭所由得は、別而買方無油断入替、買方見可申事

一是迄木綿為登之仕方、買入木面一々直打相改札付替指引出目勘定いたし由、此仕方紛敷在之由、第一直打ニ間敷、甚買方鹿略相成、夫故中々他処江買方ニ罷出由事は出来不申、仍之此度相改由処左之通

一木綿買直札之通ニ而指為登可申事

一束買数度直打致調入由ニ付、其時直分之通札を付、指為登可申事

一木綿繰綿口銭左之通

代買之分

- 青屋 銀高二
- 忝歩半通
- 国信
- 倉吉 銀高二忝歩通

但地廻木綿小買之分

改二分  
忝反ニ付 忝分五厘

右倉吉木綿反ニ付三厘ツ、上納相立由ニ付  
小買木綿之分は相談之上或分ニ致遣ス  
尤駄賃とも也

買人指出し由分

北条 銀高二

忝歩半通

但

諸雑用手前出ニして

近在

同所地廻

忝反ニ付

忝分五厘  
改忝分三厘

但

諸雑用先方出し

逢坂 忝反ニ付

汗入 忝分三厘

改忝分五厘

淀江

但

諸雑用先方出し

綿買方口銭

(間)

津山 間屋口銭

米子 銀高二忝歩通

但し  
津山問屋口銭一本二付  
五分

買宿方へ壹本二付

口銭壹匁遣

見世二而 綿目百匁二付

小売之分 手間代 壹分

但

綿之欠とも

紙佐

買宿口銭 壹歩半

右之通目録勘定之節、明白ニ相札置可申事

一 相場様子、飛脚度毎ニ急度通達之事

一 二季目録出来ハ、<sup>札座</sup>兩替通為指登可申事

一 買方相仕舞、役人罷登ハ節、殘金請人衆立会相改、則兩人印形

手形指為登可申事

一 買方役人在国無之節、買金指下ハ、<sup>請取</sup>兩請人衆方之手形指為

登可申事

一 請負証文三年目急度取替可申事

一 買方役在國中諸雜用并飯料、目録清書之節委敷仕分、為上ニ相

立可申事

但買方役上下路用之儀は、当地方相渡ハへ者、右之外たるハ

き事

一目録半季限ニ仕立可申事

右之通相心得、万端嚴重吟味を詰可被申ハ、其外家法申渡置ハ  
通、違乱無之様相守可申ハ、以上

寛政五年五月十日

三井八郎右衛門店

支配人

西紙屋

佐兵衛殿

史料 18

(表紙)  
一言送書

一言送書

預り申銀子之事

合銀拾貫目也

右銀高値ニ預り申ハ処実正也、何時成とも御入用次第、此手形ヲ  
以急度相渡シ可申ハ、為後日預り手形仍而如何件

伯州赤崎村

請人 野上屋 平兵衛

同所 吉田屋儀右衛門

同所 西紙屋 佐兵衛

借主

後見 伊右衛門

文化八年

未十月

三井八郎右衛門殿

支配人中

右銀高、来申春季々戊秋季迄、無利足十五年賦ニして、急度返  
濟可仕い、為其奥書如件

御礼証文之事

一私儀年来御店御買次宿被仰付、家業相統仕来、殊ニ先佐兵衛時  
代難波之節、御買銀大銀引負ニ相成、既買宿可被召放之別、格  
前之御了簡ヲ以、結構濟方被仰付、誠広太之御憐愍難有仕合ニ  
奉存い、然ニ其後同人相果、私幼少ニ付手代伊右衛門江後見被  
仰付、御蔭を以無恙相統仕い、去ル子年紅花相仕入い、以  
之外損銀相立、彼是懸損等ニ出合、無余儀他借仕相凌来い得  
共、高歩と申、折悪敷近年木綿御買方裾所多相成り、仍而当所  
御買方無少、旁此姿ニ而は相統無速、一家共打寄及相談い得  
共、非力之者共ニ而、借財訊立難出来、不得止事、銀拾貫目拜  
借御願申上い、前件之次第旁御開濟難被成い得共、無規趣ニ  
付御聞届、別帝証文之通銀拾貫目、来申春々戊秋季迄、無利足十  
五年賦ニノ、御口錢之内ニ而御引取可被下い段、奉畏い、万一  
御買物無御座いハ、所持之家屋鋪田畑山林売い、急度返納可  
仕い、且私いまた年若い得は、是迄之通伊右衛門江後見被仰  
付、右役料一ヶ年銀六百目宛、来申年より子年迄五ヶ年、右之  
族故御店ハ御合力可被下置段、殊御年賦銀無利足ニ被成下、不

存寄御厚恵之段、冥加至極、重キ難有奉存い、先代より御厚恩  
之程難尽筆紙い、子孫至迄申伝、御買方実意を以太切ニ相動、  
御恩報い様出情可仕い、右御礼為後証仍而如件

願主

西紙屋 佐兵衛

後見伊右衛門

請人

吉田屋儀右衛門

同断

野上屋 平兵衛

三井八郎右衛門殿店

支配人中

請合申一札之事

一西紙屋佐兵衛儀、去ル天明二寅年ハ、綿木綿御買宿被仰付、難  
有奉存い、然上者益太切ニ相心得、出糶相動可申い、就右金  
銀御預ケ被下いは、其時々無遅滞明白ニ勘定仕立可申い、万一  
一不届之筋仕出、御店江対し不勘定ニ相成いハ、請人所持  
之家屋鋪売い、親類共立会急度勘定仕、為相濟可申事  
一佐兵衛儀不埒仕出、請人所持之家屋敷売い上、御店勘定相濟  
不申いハ、親類共所持之屋敷敷田等売い、急度勘定相立、  
聊ニ而も御店江御損銀掛ケ申間敷い、此段儘ニ可被思召い、為  
後日依而一札如件

伯州赤崎

文化八年

未十月

三井八郎右衛門殿代

京本店

安田 久右衛門殿

辰巳 与三郎殿

長谷川 久四郎殿

山川 武兵衛殿

大坂本店

上田 久兵衛殿

竹居田作右衛門殿

柴田 勘助殿

奥書

一御買方御下り之節、金銀御下し被成い時ハ、私共迄御買方役  
方御通達可被下い、扱又木綿御調被成、為御登之節は、反數  
荒増之処為御知可被下い事

一佐兵衛年々上京仕い砌、金銀ハ勿論少之代呂物ニ而も、御渡  
被下間敷い、尤無扱儀有之い而相調い時は、私共江御通達之  
上御下い可被下い事

一御買方御仕廻被成御上京之節、殘銀少ニ而も御座いハ、  
私共江先達而御通達被成置いハ、急度相改御請可申上事

請人 野上屋 平兵衛  
右同所

請人 吉田屋儀右衛門  
御宿 西紙屋 佐兵衛

右之通御座い間、惣而金銀ハ勿論、諸代品物等、私共江御通達  
無御座儀者、堅御無用ニ被成可被下い事

野上屋 平兵衛

吉田屋儀右衛門

一右願書之儀は、先佐兵衛殿死去後、店表ニ拾貫目計引負出来、  
春季目録持登りい砌、過上銀多ク在之、京都首尾不宜、依而年  
々之雜用相調へ見い処、死去後喰込ニ在之、然ルニ近年買方追  
々及減少、口錢無數相成り、相統出来かたく相見へいニ付、文  
化七年十月佐兵衛殿助治郎殿上京之砌、願書相調、銀拾貫目拜  
借願為出い処、彼是差支へ在之御聞届無之、不得止事、其儘打  
捨置い処、前文之通年々口錢無數、喰込ニ相成い而は弥以相統  
難出来ニ付、於京都相談之上ニ相談ヲ加へ、又い同人上京之砌  
願為出い処、漸々御聞届在之、尤老分中格別之御憐愍ニ而、拾  
貫目十五年賦無利足ニシ、其上伊右衛門役料迄老ケ年分六百目  
宛五ケ年之間、店表々合力被成遣、存不寄御取計一入重疊ニ存  
い、此後倍勘略為致、急敷相統致い様、仕法相建い者也  
付り

是迄雜用一切家内へ任し置いニ付、右之通喰込ニ相成り、  
苦々敷存い、依而此後雜用方并ニ家内勸方、日々買方役之  
者氣ヲ付、相改い事

正月四日々冬分雜用目録為致并在物相為調、殘銀目録致い  
事

五月上京之砌、正月々之雜用目録是又為致い事



十月罷下りゆハ、家内在物相調、残り銀差引致見事  
右之通為相調、永代目錄帳へ写置、三紙共京都江持登り者也

預り申一札之事

私儀

此度要用之儀ニ付、別紙差上り通、銀子拾貫目拜借御願申上り  
処、首尾能御聞届被下難有仕合ニ奉存り、右返納之儀御礼証文  
ニ相認り通、来申春季々戌秋迄十五年賦無利足ニ、御口錢之  
内御引取可被下、万一御買物無御座りは、家屋鋪田畑山林とも  
売払、急度返納可仕り、依而私所持左之通

天明未年  
一八百目

烟高卷石四斗卷合

寛政十一年未五月  
一七拾壹貫五百文

烟高六斗八升卷合

松林卷ヶ所左二

享和貳年戌十二月  
一三拾八貫文

烟高四斗式升八合

享和三年亥十二月  
一拾貳貫文

烟高卷斗五升五合

享和三年亥十二月  
一九拾匁

烟高卷斗六升四合

寛政八年辰十月  
一三百匁

種惣兵衛

田平屋彦三郎

せんみな屋又七

同

南 幾右衛門

川上屋新左衛門

屋鋪高式斗

安永九年子九月  
一七貫五百文

烟高卷斗式升卷合

文化三頁八月  
一壹貫五百文

烟高式升七合五勺

寛政三亥十一月  
一壹貫三百五拾匁

烟七斗八升卷合

天明八申十二月  
一七拾貫文

家屋鋪高卷升八合七勺

文化三申七月  
一貳拾三貫文

家屋鋪高卷升三合三勺

寛政八辰十二月  
一百拾貳貫文

家屋鋪高卷升四合五勺

寛政十午九月  
一壹貫八百三拾目

家屋鋪高式升四合

寛政十一未十一月  
一拾五貫文

家屋鋪高九升五合五勺

寛政十一未八月  
一貳貫文

家藏共

天明六年五月  
一四拾匁

烟高六升七合五勺

享和四子正月  
一貳拾壹貫文

南 善助

紺 又吉

宇田川屋 多左衛門

伊三郎

南 幾右衛門

切子屋 庄吉

吉田屋 儀右衛門

羽戸屋 利左衛門

伊藤屋 彦次郎

忠吉

孫兵衛

烟高卷升

寛政十一未十一月  
一卷貫目  
家屋鋪高四升五合

享和四子七月  
一拾五貫文  
烟高卷斗六升三合

寛政十一未十二月  
一四〇匁  
烟高七斗三升四合

享和三亥年  
一四〇拾匁  
烟高卷斗三合

天明八申三月  
一三拾貳貫文  
田高三斗  
外二屋鋪共

天明九酉年  
一五百匁  
烟高卷斗七升九合

文化五辰正月  
一四十七貫文  
田高四石八斗八升五合

文化三寅十二月  
一三拾五貫文  
田高卷石四斗九升貳合

一七拾三貫六百元  
田高三石三斗六升五合

享和二戌八月  
一壹貫六百五拾八匁  
田高六石卷斗五升

中 喜三兵衛

池田屋 次郎右衛門

松田屋 茂兵衛

油 兵四郎

森 藤兵衛

八幡のうれん屋 利兵衛

同 清三郎

因幡屋 清平

同 権四郎

出雲屋 清助

一寛政十三酉正月  
一九拾目  
烟高卷升三合

一寛政八辰三月  
一九百匁  
家屋鋪蔵共二

一寛政十一未十二月  
一七拾貫三百文  
田高卷石九斗八升五合  
外二松林卷ヶ所共二  
烟高四斗貳升五合

一寛政十一申七月  
一〇百匁  
泰山卷ヶ所

一寛政十一未二月  
一七拾匁  
卷ヶ所

文化元子四月  
一九貫五百文  
卷ヶ所

享和貳亥八月  
一貳百三拾匁  
卷ヶ所

寛政九巳正月  
一六拾目  
卷ヶ所

文化貳丑七月  
一〇貳拾匁  
卷ヶ所

享和三亥十二月  
一拾三貫貳百文  
卷ヶ所

同 佐一兵衛

八 五郎兵衛

同 人

妻原屋 平

福宗左衛門

同 市右衛門

同 伊所助

森山屋 平

上 次右衛門

又 七

せんみ屋

伯州赤崎西紙屋文書

寛政五申七月  
一拾七匁五分  
納屋鋪巻ヶ所高五合

未済不申分  
文化四卯八月  
一三拾五匁文  
畑高九斗六升五合

寛政元酉十二月  
一拾匁文  
畑高五斗巻升貳合

天明四辰十二月  
一四匁五百文  
畑上下貳枚  
高

寛政十二甲七月  
一貳拾四匁文  
道屋鋪なり

一八拾匁  
屋鋪巻ヶ所

享和三亥十二月  
一三匁文  
畑巻ヶ所

文化元子三月  
一拾匁三百文  
泰山巻ヶ所

寛政十一未十二月  
一貳百五十匁  
〃巻ヶ所

一拾匁文  
屋鋪巻ヶ所

しま屋  
清文

重見屋  
仁平

染  
与左衛門

山  
吉左衛門 △

山崎氏

八  
五三郎

紙  
利兵衛

山  
源七

中  
喜三兵へ

字田川屋  
多左衛門 △

文化五申八月  
一九拾匁文  
家屋鋪高式升四合

右之通私所持有之、御預ヶ申上、御座正ニ御座、若故障之儀  
在之、へは、右質物を以御引取可被下、為後日依而一札如件

文化八年

未十月

三井八郎右衛門殿

御店

安田久右衛門殿

辰巳 与三郎殿

長谷川久四郎殿

山川 武兵衛殿

奥書

一右家屋鋪田畑山林とも、私共相改、得は、佐兵衛所持ニ相違

無之事

一右御年賦銀相備不申内、佐兵衛不埒仕出、御店勘定相済不申

得は、私共打寄右家屋鋪田地等売払、急度勘定相立、聊ニ

而も御損銀懸申間鋪、此段儘ニ可被思召、為御談合加判、依

而如件

吉田屋  
儀右衛門

西紙屋

佐兵衛

後見伊右衛門

吉田屋儀右衛門

野上屋 平兵衛

未十月

史料19

寛

一銀九貫五百六拾目六分

右之通残り銀札儲ニ預り申上り所相違無御座り、然ル上は、追而木綿相調為登、御勘定可申上り、為後日之預り手形依而如件

西紙屋

佐兵衛(印)

請人 仲屋

寛政七年卯月日

与惣兵衛(印)

同 吉田屋

儀右衛門(印)

与惣兵衛殿

徳右衛門殿

三井 弥右衛門殿

四郎兵衛殿

史料20

寛

一巻ノ五百目

右者三井木綿為御買銀御渡し被下、儲請取実正明白、然上者追而木綿買方ヲ以御勘定可仕り、後日為念如件

角 屋

寛政九年

巳七月四日

西紙屋

佐兵衛殿

直三郎(印)

史料21

預り申銀子手形之事

合 式貫式百八拾七匁六分七厘

右者三井御店木綿為買銀儲ニ預り申処実正也、追々買方出来次第、急度返済可申り、為後日預り手形仍而如件

青 谷

角屋 治郎三郎(印)

藤屋 伊左衛門(印)

文化拾五年 寅五月廿日

赤 崎

西紙屋佐兵衛殿

史料22

預り手形之事

一銀式拾貫百式拾匁

右は御店際買為木綿代預り申所実正也、早春買方御出之節、急度勘定仕立可申り、為其預り手形如件

文化十四

西台屋

丑極月

彦 兵 衛(印)

西紙屋

史料 23

佐兵衛殿

書入申根証文之事

一家屋敷卷ケ所

但 所ハ居宅屋敷也

高巻升式合

右之家屋敷書入申処実正明白ニ御座ハ、然ル上ハ、御買方不  
用之節者、右之家屋敷御請取可被成ハ、其時一言聊申上間敷  
ハ、依而為後日之根証文一札如件

書入主宇田川屋

常三郎(印)

証人新屋

平兵衛(印)

天保十四年

卯十月日

西紙屋

源助殿

前書之敵高引合ハ、相違無之ハ、已上

庄屋

伊左衛門(印)

卯十月日

史料 24

儀定書之事

一私儀五ヶ年以前、木綿買金不足拾両御座ハ、此度出情仕ハ二

付、其元様方家屋敷及頼談ハ二付、早速金子七拾両ニ而、右買  
金不足共永代売渡し被遣、依之差引出入相濟申ハ得共、以来右  
之御恩わすれ不申、依而一札如件

慶応貳年寅正月日

野上屋 平兵衛(印)

西紙屋

源助殿

史料 25

請取申上ハ為替金之事

合金何程也

右者松平相模守様御用金、大坂江御差為登被為成ハ二付、当地倉  
吉於御銀札座為御替取組、書面之金高儲請取申上ハ所実正也、此  
代り金於大坂手形參着限、右御屋鋪御役人中様方、此手形を以請  
取可被遊ハ、無遲滞御納可被成ハ、尤別懸狀指上留申ハ、此旨御心附可被成ハ、為後日為替手形仍而如件

年号月日

京三井八郎右衛門代  
大石 平右衛門判  
伯州赤崎買宿 紙屋 佐兵衛判

大坂高麗橋巷町目

三井八郎右衛門殿店

西川武右衛門殿

奥田 吉太郎殿

船見徳右衛門殿

書判

史料 26

請取申為替金之事

合金三百兩也 沓番

右者当国淀江米屋庄右衛門殿持登金を為替取組、右金高於当地儲ニ  
請取申処実正也、此代金其元江手形參着限、同人方此手形ヲ以請  
取可申い条、無相違御渡シ可被成い、為其為替手形依而如件

天保十六年

巳正月十一日

伯州赤崎宿

西紙屋佐兵衛

大坂高麗橋沓町目

三井八郎右衛門店

東 市兵衛殿

野田 外七殿

堀口 保助殿

小谷 源七殿

一添状相渡置い間、此旨御心得可被成い

史料 27

請取申為替金之事

合金拾兩也 沓番

右は当地橋屋栄蔵殿持登り金を為替取組、右金高儲ニ受取申い処実  
正也、此代金其御地江手形參着限、同人方受取可被申い条、無相  
違御渡し可被遣い、為其為替手形仍而如件

安政三年

辰六月十四日

大坂高麗橋沓丁目

三井八郎右衛門殿店

乾 助五郎殿

鈴木 半六殿

伊永伝四郎殿

一添状相渡し置い間、此旨心得可被遊い

史料 28

紅花荷物送り状之事

一印印薙包紅花荷物 四拾四丸

但シ正味八貫五百目入

封印□ イ印 八丸

ロ印 四丸

此通三度渡しニ

いたし為登い事

則写残し置い

ハ印 八丸

ヘ印 四丸

ト印 四丸

四拾四丸

馱数拾沓馱也

伯洲赤崎

西紙屋

成屋 伊左衛門(印)

右之通因州鳥取飛脚宝来屋五兵衛殿へ相渡シ、指為登申上ハ  
間、追而道中無難ニ其着可仕ハ条、皆掛封印等疾与御改被成、  
御受取可被成ハ、尤当所々其御地迄、駄賃銀国私ニテ相濟申ハ  
間、此旨左様ニ御承知可被成ハ、為其送り状仍而如件

伯州赤崎

西紙屋 佐兵衛○

寛政貳年

戌七月四日

京小川上長者町上ル

三井則右衛門殿紅御店

八田与兵衛殿

吉岡助三郎殿

史料 29

船頭水主口上書

一松平内蔵之助様御領分備前国児嶋郡北浦村磯屋又次郎船、沖船  
頭豐蔵水主共五人乗、百石積六反帆、大坂表届荷物古手類拾壹  
箇・木綿六拾五箇・鉄三拾八束・針拾八箇・葛式箱・紙七丸・  
晒麻入油紙包壹括、外ニ雜物入届物式拾八品積請之船江、旅客  
式拾三人乗、先月廿七日国元出帆、順ニ罷登リ、同晦日当浦  
江入津、風模様悪敷難登、乗客之内七人上陸、拾六人相殘船繫  
罷在ハ処、当月朔日東風強吹出シハニ付、碇丈夫ニ差入、積荷  
物大切ニ相囲ハ処、夜ニ入段ニ裂風高波ニ相成ハニ付、船頭水  
主一統情根限り相働キハ得共、同夜九ツ時過碇引ケ、無是非嶋

上町浜波戸先ニおゐて及破船ハニ付、浦人大勢馳付被呉、預助  
力、船頭水主并乗客之内、拾貳人者無別条、上陸仕ハ得共、残  
四人海中ニ落入申ハ、則其段船宿網屋新九郎方、当津御番所様  
并御浦方江御届ケ被申上ハニ付、猶又浦御役人中人足召連、諸  
事嚴重ニ御手当被下、海中方荷物取揚、船具船屑等為御取集、  
浦方印御建、番人御付置、私共相番仕、時々御見廻リ被下ハ、  
然ルハ、前書之海中江落入ハ四人之内、備前岡山上之町銀杏屋  
安次郎、石州之著之由、名前不存年比三拾才計之女并同人之女  
子、大坂谷町三丁目時松屋浅右衛門与申者、不残溺死いたし浮  
揚ハニ付、夫々御檢使於御番所様御吟味之上、安次郎、浅右衛  
門右貳人者死骸片付被為仰付、石州之女并同人之女子貳人者死  
骸仮片付被為仰付、且又海底江沈有之荷物、浦御役人中御出  
張、懸ケ船數艘ヲ以、數日御掛揚ケ被下、右之次第荷主方江為  
相知ハ処、鉄荷主備中阿賀郡美村太田辰五郎代秀五郎、大坂中  
之嶋成羽蔵屋敷宮本忠之進代慶次郎、同所岡崎町備後屋喜兵  
衛、古手荷主大坂治郎兵衛町小橋屋四郎右衛門代幸助、木綿荷  
主伯州赤崎浦西紙屋仙之助、同国倉吉町清谷屋清之助、沢屋  
久兵衛、針荷主大坂白髮町大和屋浅次郎、同瓦町針屋重兵衛代  
多三郎、晒麻荷主南都大森利助代五兵衛、追ニ罷越ハニ付、一  
同御立会員數相改ハ処、古手拾箇、木綿六拾貳丸、鉄三拾六束  
半、針拾七束半、切紙壹丸、美濃紙壹丸、晒麻入壹括并雜物之  
由品々揚ハ得ハ、其余ハ一向揚リ不申ハ、右々全風波震立ハ御  
被打碎散乱、海底動揺いたしハ故、繩俵解流失仕ハ義与存、敢

早心残之義も無之旨申上い、依之濡諸荷物夫々直立代銀ヲ以御  
 定法之步一銀相納、右荷物并船具船屑等、不残御渡被下、樋ニ  
 請取申い、段々御苦勞ニ相成千万忝奉存い、然ル上者右破船之  
 義ニ付、对御当浦ニ後日聊申分無御座い間、浦手形御差出し被  
 下い様願上い、以上

松平内蔵頭様御領分

備前国児嶋郡北浦村

磯屋又次郎船

沖船頭

豐藏

水主 嶋五郎

岩吉

弥四郎

奈藏

船宿新在家町

網屋

新九良

浦方  
 御役人中

浦手形之事

元積高三拾八束之由  
 一濡鉄三拾六束半

此直立代銀

三貫九拾貳匁五分

内

海中方掛揚高

銀三百九匁式分五厘  
御定法之拾步一銀  
 代銀ヲ以請取也

一拾壹匁之内  
 同古手拾箇  
 同掛揚高

此直立代銀貳貫三百目

内

銀貳百三拾目

右同断拾步一  
 代銀ヲ以請取也

一六拾五匁之内  
 一木綿六拾貳箇

同掛揚高

此直立代銀五拾四貫貳百六拾四匁

内

銀五貫四百式拾六匁四分

右同断拾步壹  
 代銀ヲ以請取也

一拾八匁之内  
 一同針拾七箇

同掛揚高

此直立代銀壹貫貳百式拾四匁

内

銀百貳拾式匁四分

右同断拾步一  
 代銀ヲ以取也  
 (蕭脱)

一七匁之内  
 一同紙式丸

同掛揚高

此直立代銀百四拾七匁壹分式厘

内

銀拾四匁七分壹り

右同断拾步壹  
 代銀ヲ以請取也

一同晒麻五疋

同掛揚

此直立代銀貳百五拾匁

内



銀式拾五匁

右同断拾歩一代銀ヲ以受取

右之通り歩沓銀請取之諸荷物

夫々荷主江相渡ス

一濡雑物

品々

右者沖船頭豐蔵江相渡ス

船具之覚

一櫓

沓本

一桁

三本

一揖

沓羽

一鉄碇

三頭

一櫓欄綱

沓房

一帆

切々

一身繩

沓房

一打廻し

沓筋

一くくり繩

沓房

一引繩

沓房

一葦繩

沓房

一市皮繩

沓房

一手繩

沓房

一つく繩

沓房

一船屑不残

沓房

一鱗

式挺

右之通り沖船頭豐蔵江相渡ス

右船頭水主口上書之通り、船宿新在家町網屋新九郎方附出外ニ付、早速拙者共破船場所江罷出、番人附置、破船之様子逐一相糺外処、沖間之儀は不存外得共、口上書之趣紛敷儀も無之外、依之取斗之上御定法之歩沓銀請取、濡荷物并雑物船具船屑等、書面之通り不残相渡外処、相違無之外、為其浦手形仍而如件

攝州兵庫津

船役見習

文久式戌年

五月

船役

安藤定三郎

安藤源三郎

惣代

石原鉄造

榎並直五郎

名主

石原嘉左衛門

北風莊右衛門

岩間兵右衛門

鉄荷主

吉田

辰五郎殿

官本

忠之進殿

備後屋

喜兵衛殿

古手荷主

小橋屋

四郎右衛門殿

木綿荷主

西紙屋

仙之助殿

清谷屋

清之助殿

” 沢屋 久兵衛殿

針荷主

大和屋 浅次郎殿

” 針屋 重兵衛殿

紙荷主

若狭屋 藤兵衛殿

晒麻荷主

大森 利助殿

船主

磯屋 又次郎殿

史料30

乍恐奉願上口上之覚

一私儀近年木綿并綿等商仕申上、右ニ付恐多義ニハ奉存得とも、此度諸色問屋役、私江被仰付被為遣ハ、難有仕合ニ奉存、尤右御連上之儀は、年内式百目私請負ニ被仰付可被為下、何とそ願之通御聞届被為仰付被為遣ハ様ニ、偏ニ奉願上ハ、以上

赤崎

西紙屋

天明七年

未三月 日

佐兵衛(印)

高田源之右衛門様

史料31

覚

一私儀近年京都三井買入之綿并木綿・紅花世話仕遣ハ、右ニ付運送船宿之儀奉願上ハ、被仰付難有仕合御請申上ハ、然上者右三井々会釈銀之内、為御冥加年内三百目宛、毎年御上納可仕ハ、尤買入相増ハ、追々請増可奉願上ハ、為後日一札差上置申上ハ、以上

八橋郡赤崎浦

天明七年

西帯屋

未六月 日

佐兵衛

御船手

上納御役所様

史料32

乍恐奉申上口上書

一昨秋来於国元、御座御仕法出来、上方為登木綿、於大坂表荷物附近ハ御取立相成、御店様御荷物茂、一旦同所大河丁淀屋清兵衛殿与申方江相届ケ、右方々万屋駒藏殿方江相渡被申、就而者御屋敷上納銀壹反ニ付壹分、外ニ藏敷与ノ壹箇六分五厘出銀致ハ様、万駒殿方江申参リハ由、同家々御店様江被申出ハ所、

右等之儀国方一向御届ケ不申上ニ付、此度私共御呼為登、敷蒙御察度ハ段、何共奉恐入ハ、右様出銀之儀、於国元御触等も無御座、御役人様江承り合ハ処、右様之儀者無之筈之由被仰ハニ付、淀清殿方及駈合ニハ所、未暇与取極出来不申ハ得共、昨秋登ハ荷物之分、出銀致呉ハ様被申ハニ付、大坂御屋敷江私共罷出、是悲出銀仕ハ儀ニハ、於国元御役所江相同ハ上、相納ハ様被仰附ハ、御国御役所江上納可仕、尤荷物送方逆も、前々仕来リ之通、万屋駒藏殿方江直附仕ハ様、大坂御蔵屋敷并ニ淀清殿方江も、得与應對仕置、是迄之通りニ而、聊相替ハ儀無御座、勿論故障ケ間敷儀者決而無御座ハ間、此段御安心被遊可被為下ハ、為御日之一札依而如件

西紙屋

千之助代

小中屋

甚次郎

(花押写)

買子惣代綿屋 惣右衛門

(花押写)

嘉永七年 寅二月

三井御店

御役人中様

史料 33

因伯為登木綿、京・大坂ニおゐても下方融通為筋之訳を以、御締合取扱等在之通御立被遣ハ付、御趣意相守精々仕入致ハ様、在町一統江御触出しニ相成ハ事

一京坂木綿座并付込所在之通被 仰付ハ事

一京木綿座下立売町御屋敷

一大坂木綿座西信町浜御屋敷

大坂

因伯為登木綿 付込所京為登

淀屋

支配取扱役

清兵衛

同家手代

木綿口分ケ売捌 入札取扱方

文

助

一是迄荷着為替銀高歩之分茂有之、問屋仕切方其外出シ荷等諸雜費相懸リ、又代金取寄セ之雜費も莫太相懸リ、荷主共及難渋ハ趣茂相聞ハニ付、此已後格別之御趣意を以、左之通被成御改ハ間、為替付之木綿は不及申、無為替之分たり共、精々御趣意相守、正直ニ可致仕入事

一為替付無為替之無差別、京大坂御屋敷江売捌之木綿代金相納メ為替相願ハ得ハ、御国ニ而在之御役所方代リ銀札御渡し可被遣事

鳥取御銀札場

米子御銀札場

倉吉御銀札場

一為替付ハ勿論、無為替木綿ニ而も、不殘淀屋江付込ハ得者、送り状引合セ、大坂揚之分は淀屋方大坂御屋敷江届ケ出、懸リ御役人見改之上、右西信町木綿座江為持込ハ事

但し淀屋入用是迄之通、其外は諸懸リ物無之、諸事御上作廻

被成下、壹反ニ四厘宛之運上差立ハハ事

一京為登之分は、右淀屋ヲ大坂御屋敷江届出ハハ得は、是迄大坂懸り御役人見改之上、京廻し之送状相渡し、淀屋ヲ京為登取扱、下立売町木綿座江為持込ハハ事

但し送り状之内、着荷前後ニ相成、送り状後れハハ向は、淀屋

引請内届ケニ被成下ハハ事

一大坂ヲ京木綿座江持込迄之入用、是迄ヲ成丈ケ減シハ事

一京ニ而茂問屋懸り物荷敷口錢等不入、諸事御上作廻ニ而、反ニ四厘宛之運上差出シハ事

一御国ヲ為替付之木綿は、京坂荷着之上、荷着為替借り直シニ不及、仕切付ハハ迄は御国ヲ御貸被成ハハ銀高、其儘三分歩ニ而借り通シニ御貸置可被成事

一無為替之分は、為替借り不申ハハ、仕切迄自分作廻ニ致シハ義は、荷主可為勝手次第、荷着之上仕切迄荷着為替相願ハハ向江は、三分日歩ニ而御貸渡し可被成事

一木綿売捌方は、右木綿座江問屋共呼出シ、入札申付、開札之上荷札直段荷主存寄ニ叶ハハ而仕切致シハ得者、日限を限り代銀為差出、相渡しハハ事、万一開札之上、荷札之直段荷主存寄ニ叶ハハ不申ハハ得は、其日之入札押江にして、次之入札日ニ又入札為致ハハ事

但し京都ニ而は、多人數之染地や共江も同様入札為致ハハ事

一兼而懇意ニ取引致シハ問屋・染地屋共、右入札ヲ都合能高直ニ買入ハハ得は、其段京大坂共御役所江願出ハハ得者、出荷可申付事

但し落札同直段ニ而も、兼而取引致シハ方江遣し度段願出ハハ者ニは、下地落札之者江、壹箇壹匁式分宛弁江銭出シハ申事

一開札之上同直段有之節は、先入札之落札ニ相成ハハ事  
但し双方和談之上、少シニ而も差直致シハ得は、跡札ニ而も其方ハハ相渡し可申事

一因伯為登木綿之義ハ、品合は宜ハハ得共、兎角ニ尺幅欠ケ居申ハハ而、京大坂ニ而直段引立不申ニ付、丁実ニ織出シハ者も、彼之不丁実成無尺無幅之織出シ致シハ者之為ニ、利徳を失ハハ様相成、甚不便之事ニ付、此度尺幅改之者江、木綿反毎ニ奥口ニ改人之名前印形居シハセハハ間、万一不埒之改め致シハ事後日相願れハハ得は、可為越度ハハ間、何れも銘々自分之損分ニ不相成様、織先始締役尺巾改、荷主中買共双方友吟味致シ、左之尺幅欠ケ不申様、互ニ心を付合ハハ、次第繁昌致シ、銘々自分之為筋ニ相成ハハ様相働可申事

丈ケ式丈八尺

幅 九寸五歩

一締役尺幅改其外役付之者は勿論、中買之者たり共、免札相渡しハハ上者、役人同様之事故、尺巾不足致シハ者、第一織元之者、其外取扱ハハ者銘々不為ニ相成ハハ事故、精々織元之者江申諭し、丁実ニ織ハハ様可致ハハ、仍而免札無之もの中買致ハハ而は、御締合不ハハ宜ハハ間、免札無之者買廻ハハ義は不相成、廻り御役人見当りハハ得者、急度取調荷物差押江、其段申達シハ筈ニ付、其旨相心得居可申事

一中買之者多人數無之而者、織元之者売先せらく相成不為二付、いか程も多きか宜敷ゆゑ、中買致し度者者早々願出可申、免札相渡し可申事

但し中買之者、間ニ者心得不宜者有之、すくめ買同様之義致し而は不相成、若し左様之者有之ハ者、何村何兵衛いか様之不筋致し段、織元之者ハ融通御役所江願出可申、急度其筋取札可申事

右之通御仕法被成御立上者、抜荷等之義ハ急度御差留被成ハ間、嚴重ニ相守可申ハ、此度之御趣意ハ専ら下ニ融通之為筋而已ニ御立被遣ハ事故、難洪筋者無之筈ニ心得共、万一織元之者始荷主并中買之者迄も、差支之筋も有之、願出心得は、其次第御取札之上御評義被遣ハ事ニ可有之間、何分無私曲正直相働可申事

万延元年申十一月

○史料30 天明七年(西紙屋佐兵衛請負并礼証文)(三井文庫所蔵史料 本一四八九—二二—三)参照。

史料34

覚

一家屋敷本物立ニノ寅年々亥年迄、右利米三斗つゝ御立被下義定、大黒屋与七郎殿取次ニ而相極申ハ、右式拾三ノ文出来ハハ、何時ニ而茂預リ之証文戻し可申、為念如此ノ御座ハ、以上

西紙屋

伊右衛門(印)

文化三年  
寅三月日  
幾右衛門殿

史料35

請合手形之事

□此度宇田川屋政治郎発記講仕ハ二付、請人ニ相立□ハ様相頼ハ処、御承知被成被下、忝奉存ハ、然所□帳義定之通、無相違掛開可仕ハ、尤質物左ニ□ニ書入ハ心得共、逆茂引足不申ハ二付、万一不埒之節□兩人引受、御尊家様へ者少し茂御損分懸申間敷□急度掛戻可仕ハ、仍而為念之一札 如件

中畑四畝十五步半高式斗七升壹合 但所ハ上ノ段

□ニ畑四畝十三步 高壹斗三升三合 大畑五切

中畑 五畝 高三斗

土蔵 壹軒

但私所持也

嘉永五年

子十二月日

住屋 三郎(印)  
米屋 茂右衛門(印)  
和泉屋 七(印)

西紙屋

源助様

史料36

借用申金子之事

合式両

但し金子六拾六匁式分  
金也

右之通儲ニ借用申ハ処実正明白御座ハ、然ル上ハ来辰六月限地改  
請銀を以、御返弁可申上ハ、若少しニ而も不埒之儀出来仕ハ得  
ハ、請人ハ差別致シ、無間違御算用可申ハ、仍而後日為念一札如  
件

借主 大塚村

弥 十 郎 (印)

請人 広 助 (印)

天保十四年

卯卷月日

紙 屋

三井源助殿

史料 37

覚

一金五兩也

但シ元銀也

右之通り儲ニ借用仕ハ所、然ル上ハ日六厘ニノ来ル十五日限り、  
御□□用可仕ハ、為依而念之一札如件

吉田屋

九月十二日

直 三 郎 (印)

西かミヤ

源 助 様

史料 38

乍恐奉願上覚

一私憚亀吉歳今年拾四、禅宗式村海蔵寺且那ニ御座ハ処、由緒御  
座ハ付、京都室町二条上ル三井八郎右衛門方江、当卯年々来卯  
年迄式拾五ヶ年之間、年季奉公縁ニ遣シ度、尤期年ニ至ハハ  
、早々帰村致させ可申ハ間、何卒御聞届被仰付被為下ハ様、  
此段宜被仰上可被下、奉願上ハ、以上

八橋郡赤崎村

佐 兵 衛 (印)

年 寄 善 兵 衛 (印)

同 源 右 衛 門 (印)

庄 正 屋 蔵 (印)

天保十四年卯八月日

吉田助左衛門殿

史料 39

乍憚口上書ヲ以奉願上候

一不調法成私、幼少々永ニ御目永ニ御召仕被下、御蔭ヲ以御奉公  
相勤来、御厚恩之程冥加至極難有仕合奉存ハ、元来未熟之私逆  
茂御役ニ者相立不申ハ得共、為御報恩之毎々迄茂勤仕可仕本意  
ニ御座ハ所、今般無拋親類共相統筋在之、誠ニ不本意ニハ御座  
ハ得共、不得止事、御暇御願申上候、何卒此段乍恐御賢察被成  
下、御老分衆中様江右之趣宜敷御取成ヲ以、首尾能御暇被仰附

被下い様、偏ニ奉願上い、以上

元治元年

十二月

上原 専三郎様

野沢治郎兵衛様

細田 源次郎様

林原 佐七 (印)

史料40

宗門請合手形之事

御銀札小座

庄 蔵

西紙屋

庄 蔵

女 房

祖 母

佐 七

仙 次郎

と 蔵

右之者共代々禪宗当寺且那ニ紛無御座い、御法度之切支丹并悲田宗不受不施賑い者之類族ニ而茂無御座、依之宗門之儀ニ付、紛敷儀出来仕い得は、当寺罷出速ニ埒明可申い、依而宗門請合証文如件

史料41

乍恐奉願上覚

一私儀木綿登方被仰付い処、毎年綿買入仕、近在江貸付仕、右代二木綿請取申い、然ル処此度備中江綿買入ニ罷出度奉存い間、何卒金札三百五拾両文、御銀札与御引替被仰付可被為下いへハ、難有仕合奉存い、此段宜被仰上可被下奉願上い、以上

明治四年末五月日

茅原耀造殿

赤崎 宿

海 蔵 寺 (印)

明治四年末八月日

八橋郡赤崎宿

千 次 郎 (印)

同 組頭

勇 次 郎 (印)

同 庄屋

平 次 郎 (印)

河本伝九郎殿

三

〔表紙〕  
寛政四子年願

法名宗賢

上 手跡

乍憚口上之覚

一親父儀下地方見セ商内杯仕渡世被致由、然ルニ子供大勢相成、自然不益ニ物入等多、漸々渡世仕由、四拾余ニ而風与足不叶ニ被相成、兄佐兵衛生長茂仕、万事商内事等打任セ被置由所、取引以外不被思ワ敷由哉、彼是内借余程出来仕、暮方甚難義、借銀者歳増相重、無廻少々所持之田畑并居屋敷迄茂其砌売払、銀主方江夫々ニ道付由、身底ニ不叶訳ケ茂御座由哉、左兵衛義勘当被致由所、何方此方取持ヲ以其後掃宅仕由、毛頭親父病身ニ付、商売茂難致、左兵衛義瀬戸左五右衛門殿方へ、暫手代相働罷在由所、私共十三歳ニ相成由春々、セ上へセ話ニ罷成、夫方少々宛之商内仕居由所、十五歳ニ相成由冬、瀬戸方兄義掃宅仕商内ニ取懸被申由ニ付、私共何茂打もたれ得由所、菟角運之悪敷時節ニ而哉、万事不廻リニ付、両三年之間又々内借余程出来由旨、私十八歳ニ相成由六月、何茂相隠近在江罷越、二三日之内掃宅可仕旨申置、直ニ大坂江罷登被申由ニ付、其砌両親始私共大行当リ十方暮、漸々罷暮居申由、扱大坂にて二三年手代奉公杯相働、夫方彼地ニ而少々商内物取組茂仕由哉、其後帰国仕年々紅花杯持登由事共茂有之由所、大坂御店又四郎様方聊之品逆茂買付二年々相調罷在由所、自然御近付

ニ相成由、右又四郎様御頼申上由而御書御添もらひ、紅御店様江持參、始而呉観御出入仕由、兼而兄申伝置由所、去ル安永九年子六月紅御店表々橋本氏様小西氏様御買方ニ御下着被為遊、其砌親共太悦仕由義、筆紙ニ難尽、何れ茂外聞旁難有仕合ニ奉存由、其節紅花相場難引合ニ付、御買方不被遊由所、此方江調置由紅花御座由ニ付、式駄計買立長面之上ヲ以指出し申上由得者、大慶被遊御取被為成由而、御工面能御上京被遊由、其後歳々御買方宿被為仰付、難有仕合ニ奉存由

一去ル寅歳御買方岸田氏様左野氏様御下向被為遊由所、紅花高相場ニ有之由得共、御思召ニ付手早ク買廻し可仕旨、御示談被遊由ニ付、諸方へ中買大勢出し買ニ下し、三拾駄余買入ニ相成由所、右之内三駄余代呂物至而不被宜品、不相応ニ高直ニ相調戻り由者両人有之、其砌御買方役様江とて茂其段難申上奉存由ニ付、何卒相働少之内損仕由而茂、買先へ返し度旨ニ而、其儘沙汰茂不仕、先方江早速懸ケ合由得共、埒明不申由、無廻引買ニ相成、国方ニ而捌ケ不申由、無是悲上方江指為登由所、損分多ニ付年内持越得申由、然ル所拾壹年以前寅十月十一日、中西氏様井上氏様御下向被為遊、綿木面御買方宿被為仰付由、御店表御家法万端御熟談之上、御書面ヲ以被為仰渡由趣、市々奉畏由、則御受一札等指上、重々冥加至極難有仕合ニ奉存由、右ニ付親父末期之刻、兄弟打寄に誠仏神之御恵にて、不思議ニ御両店御宿仕、御買方等被為仰付、殊ニ太銀之取遣御任セ被遊由段至而太切ニ可仕旨、聊未熟ケ間敷取引決而不仕由様、勿論取押



外商内杯一切仕間敷、菟角御家法相守、已來叮嚀ニ仕得者、御宿長久可仕義無相違、左得者安堵致淨（四貫匁）仕旨、言伝置相果被申（四五貫匁）、全病身之親父江茂安堵ニ為思見送仕段、一偏難有仕合ニ奉存上（十貫匁）、右紅花翠香（四五貫匁）被申所、凡ツ、計損銀相立、毛頭下地古借サカ（十貫匁）、計茂有之、彼是シ、計内借与相察、然ル所セ上向ニ而は、御店表御影ケヲ以追々出情仕様ニ專一取沙汰仕、人目宜相見得、夫故尤銀子振替出来口者多、右ニ付古借逆茂道付不申（二十五貫匁）而者難相成、歳々相応ニ元不皆済被致由、銀子振替不益之步合取計仕義、自然暮方物入格別多相成、依之内ニ無拋取引等茂罷在由、辰ノ春紅花式三駄買入被置（二三貫匁）所、春中ニ相捌ケ不申持越ニ相成（二貫匁）ニ付、兄相果（二十五貫匁）後売払所、是又セマ、計損分相立、依之市ニ荒増勘定仕見所、少ミツ、人手ヲ相廻り取替杯等、彼是凡セシサカ程茂不足ニ相見得、驚入行当り申上、依之兄弟共内談ニ及、右之別ケ御店表へ申上様ニ茂奉存得共、万一御思召ニ寄相立不申義共御座（一貫匁）哉、何卒取次度、勿論兄相果（一貫匁）後セ上向茂相濟不申殘念ニ奉存、其砌色ニ心配仕矢張銀子振替步合相并追送申、何卒品能御勘定可仕積一心ニ奉存（一貫匁）而御買方ニ懸り得者、指つかへニ相成不申様取計仕、別而午歳者年賦銀等相願、御厚恩被為遣（一貫匁）に誠親父末期ニ言伝置義、天道不恐背御家法、右等之仕義相隱置、追々不益ニ相増（一貫匁）ニ付、大銀引買ニ相成得共、何卒取次度、年々不了見仕、内ニ商内事取引仕、右ニ付而者彼是不時ニ銀子取替杯近年多次第、高満ニ相成、逆茂難取次奉存

ニ付、乍恐此段御届申上

一御店表御買方數歳仕（一貫匁）ニ付而者、近来御為替等之取組、鳥取御役所迄茂各別相記、勿論因伯雲作迄茂、綿木面紅花杯取遣仕諸商内人衆江茂実正ニ被思、村方近在遠郡迄茂、赤崎三井屋与風聞仕、別而買方之所自然味合出来、万民氣受宜相成段、全御店表御買方專仕、旁以是迄之所、外聞旁冥加難有仕合奉存、然ル所此度之仕儀御思召恐入、残念千万ニ奉存上、仍而憚多御儀ニ奉存得共、引買銀并取替物其外有物高、則別幣之通実正明白ニ乍恐書付ヲ以指出し申上、若聊間ケハ敷事共申上ハ、いケ様共急度可被仰付

一乍憚多奉願上、御存知被為遣（一貫匁）通、老母義先歳親父病身ニ被相成此方、彼是心配仕、別而兄弟心苦ニ罷成、其後御店表御出入仕御用相働申上様ニ相成、昼夜太切ニ世話致被與段、尚又兄義相果（一貫匁）節、私共へ菟角御店表御用太切ニ可仕旨心遣仕、取引不仕様明暮御異見ニ有之由所、無拋引買銀相重（一貫匁）ニ付、偽等申立安堵可被致（一貫匁）様兼而申置（一貫匁）由、毛頭無病ニ有之格別セ話預、菟角勝手ニ相成様御守被下得共、近来年増物入相重り甚大ニ氣壯苦勞仕、扱又此度之様子於在国一言茂沙汰不仕、例歳上京仕様ニ老母始何れ江茂沙汰不仕、依之出立砌、近々御客様御供仕帰国可仕旨被申所、右一件相聞申上ハ、大キニ行当り、嘸驚入御店表召所、何共前代未聞ニ被思、老母へ苦勞ヲ懸（一貫匁）段千万不孝仕義、残念奉存、乍恐此上厚御堅慮御是悲之上ヲ以、何卒大印御助力可被為遣ハ、

難有仕合奉存い、いケ様ニ相成、何国ニ居い迎茂、厚御高恩之  
銀子一念ニ時節ヲ以一度御勘定合申上度奉存い、乍恐重ニ御是  
悲之上ヲ以宜敷様奉願上い、奉願上い一札仍而如件

子十月日

伯州赤崎御買宿

西紙屋

佐兵衛

茂(花押)

附2 奉公人抱帳(抄)

三井文庫所蔵史料 本一四三四

(文政二年)  
同六月十三日

入口 店文五郎

一林原勝之助

兄弟式人

十貳歳

京一条通間之町西へ入

天保三辰七月

請 越後屋茂兵衛

半元服

同四巳七月  
元服源助と改

同五午冬

請 野上屋平兵衛

伯州八橋郡赤崎村

親 西紙屋佐兵衛

禪宗永平寺末伯州赤崎浦海蔵寺且那

附3 奉公人抱帳(抄)

三井文庫所蔵史料 本一四三四

天保十三寅年五月十六日泊

林原龜吉

佐七

拾三歳

兄弟三人

弘化四未  
七月元服

兩替町二条上ル町

受人 越後屋嘉助

伯州赤崎

明治二巳正月

三好 昇平

伯州赤崎

支配退役

親 西紙屋佐兵衛

禪宗永平寺末伯州赤崎浦海蔵寺且那

附4 奉公人抱帳(抄)

三井文庫所蔵史料 別一八四

(安政五年)  
同十月十五日泊

口入西紙屋方

一林千次郎

直々

十三才 兄弟五人

伯州八橋郡赤崎

受人 成屋伊左衛門

文久三亥七月

富小路錦小路上ル町

相統筋  
首尾能  
御暇

湊屋嘉助

伯州赤崎

親 西紙屋 源助

禪宗越前永平寺末同村海蔵寺且那